

条 例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項第一号事務の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第三項第一号事務の欄4中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の別表第三項第一号事務の欄に掲げる事務に係る埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）及び同条例の施行のため埼玉県教育委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により埼玉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により埼玉県教育委員会に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる川口市の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、川口市の教育委員会がした処分その他の行為又は川口市の教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。